# 伊達市安全安心耐震促進事業　事務手続きフロー
# （木造住宅耐震診断者派遣事業）

| 申請者 | 伊達市 |
|---|---|
| 提出書類の準備 | 派遣事業募集の周知<br>（HP、広報誌、回覧板等） |
| 派遣事業申請書<br>提出<br>（別記様式７条関係）<br>※１ | 受付<br>※申込過多の場合抽選 |
| | 書類審査<br>※２ |
| | 耐震診断者該当<br>決定通知書送付 |
| | 発注・契約 |
| 診断者との日程調整 | 耐震診断者派遣決定<br>通知書送付 |
| 現地調査<br>補強計画<br>※３ | 調査結果報告<br>（診断者→市）<br>完了検査 |
| 診断料金のお支払い<br>（市役所会計課又は近隣の総合支所でお支払い） | 耐震診断結果及び<br>納付書の郵送 |
| 事業完了 | |

**※１　提出書類**
①伊達市安全安心耐震促進事業申請書
②建築年度が分かる資料
・工事契約書（新築、増築時）
・建築確認申請書（新築、増築時）
・固定資産税台帳
・登記簿謄本（建築）　等
③診断を行う住宅の平面図（※）

※紛失等により図面が無い場合は提出不要

**※２　書類審査**
書類審査時に下記のいずれかが確認された場合は、制度の対象となりません。
（１）自らが居住していない住宅（空家等）
（２）昭和56年6月以降に増改築した住宅
（３）建築基準法違反の住宅

**※３　現地調査**
耐震診断者が現地調査を行います。
屋内の確認を伴うため、立会いが必要です。
また、**※２の**（１）～（３）が現地調査で確認された場合は耐震診断を受けられません。